

令和7年度魚類防疫士技術認定試験及び認定要領

公益社団法人 日本水産資源保護協会

令和7年度魚類防疫士技術認定試験（以下「認定試験」という。）及び認定は、次の要領により行う。

1. 受験資格

都道府県、市町村、漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）及び漁業協同組合（以下「漁協」という。）、都道府県又は市町村の栽培漁業協会等の種苗生産・放流を実施する機関（以下「栽培協会等」という。）、水産業に関わる調査・研究ならびに普及指導を行う国立研究開発法人（以下「国研」という。）、ならびに地方独立行政法人（以下「地独」という。）、養殖業（種苗生産業、養殖用の資器材、餌料・飼料、水産用医薬品等の製造販売等を含む。）に関わる法人（以下「養殖業等に関わる法人」という。営利法人を含む。）、公益社団法人日本水産資源保護協会（以下「協会」という。）の職員、または獣医師で、次の（１）～（３）のいずれかに該当し、かつ本認定試験を実施するために協会が設置した魚類防疫士技術認定委員会（以下「委員会」という。）が受験資格を有すると認めた者。

（１）養殖衛生管理技術者養成本科コース研修を修了した者で魚病対策の職務に従事した期間が１年以上であること。

（２）魚病関係研究による博士の学位を有する者。

（３）委員会が、上記（１）～（２）に該当する者と同等と認めた者。

ただし、「魚病対策の職務に従事した期間」とは、都道府県、市町村、漁連、漁協、栽培協会、国立研究開発法人、地独、協会職員については魚病に関する試験研究、技術の普及指導、防疫対策等の実務に従事した通算期間、その他の法人の職員については、養殖業等の職務を通じて、増養殖業の健全な発展、安全な養殖水産物の供給、養殖環境の保全等に携わった期間をいう。（２）に該当する者は、原則として３年間を魚病に関する試験研究に従事した期間として認める。

2. 受験手続

（１）提出書類

本認定試験を受けようとする者のうち、都道府県職員は都道府県水産主務部長、市町村職員は市町村水産主務部長、漁連、漁協、栽培協会等、国研ならびに地独職員は所属する各機関の長、その他の法人の職員は代表者を經由し、又、協会職員にあっては直接、協会事務局長へ下記の書類（以下「受験願書等」という。）を提出する。

①受験願書（別添様式１による。写真貼付）

②魚病対策の職務に従事した期間等に関する証明

（i）都道府県、市町村、漁連、漁協、栽培協会等、国研、地独、協会職員：

「魚病対策の職務に従事した期間等に関する証明」（別添様式２）

（ii）養殖業等に関わる法人の職員：

「職務経歴書（別添様式３）」

（iii）魚病関係研究による博士の学位を有する者：

「職務経歴書（別添様式３）」および博士論文要旨

（iv）その他の者においては、協会事務局長が指示する書類

(2) 受験願書等の提出

受験願書等は、令和7年10月20日(月)までに協会に持参もしくは郵送(必着)で提出するか、電子ファイル(PDF形式)をメールに添付して提出する。

①持参・郵送での提出先：〒104-0042 東京都中央区入船3-10-9 新富町ビル5F
公益社団法人日本水産資源保護協会
「魚類防疫士受験願書在中」と封筒に朱書きのこと。

②電子メールでの提出：提出先メールアドレス fdca@fish-jfrca.jp
事業部 北村宛
メールのタイトルは「R7 魚類防疫士受験願書」とし、
送信後に担当者(北村)へ電話連絡(03-6280-5033)を入れること。

(3) 記載注意事項

受験願書等の記載に当たっては、次の事項に注意する。

①受験願書

- ア. 所要の記載事項は、楷書ではっきり記入すること。＊印欄は記入しないこと。
- イ. 学歴は最終学校名のほか、学部、学科名及び専攻科名まで省略せずに記入すること。
- ウ. 受験願書に貼付する写真は、6ヶ月以内に撮影した正面、上半身、無帽のものと
する(紙焼き写真、デジタル写真の貼り付けのいずれも可)。

②魚病対策の職務に従事した期間等に関する証明

(i) 「魚病対策の職務に従事した期間等に関する証明」(別添様式2)

- ア. 令和7年9月末日現在までの魚病に関する試験研究、技術の普及指導、防疫対策等の実務に従事した経歴について記載例を参考に記入し、証明を受けること。
証明事項が多い場合は、2枚以上にわたっても差し支えない。
- イ. 証明者は、原則として所属する水産主務部局或いは機関の長とする。

(ii) 「職務経歴書(別添様式3)」

- ア. 令和7年9月末日現在までの養殖業等に携わった経歴について具体的職務内容
と従事期間が分かるように記載し、証明を受けること。証明事項が多い場合は、2
枚以上にわたっても差し支えない。
- イ. 証明者は所属する法人の代表とする。

3. 試験の実施等

(1) 受験票の交付

協会事務局長は、受験願書等を受理した後、委員会が受験資格を有するものと認めた者に対し、受験票を交付する。また、当該者が所属する水産主務部局或いは機関の長または代表者には受験票を交付した旨を別途通知する。

(2) 試験の実施

試験は、下記により行う。

①実施日：**令和7年11月18日(火) 13:30-16:30**

②実施場所(予定)：日本水産資源保護協会5階会議室

〒104-0042 東京都中央区入船3-10-9 新富町ビル5F

※変更する場合は受験者へ直接指示する。

(3) 試験結果の通知

委員会において合否判定を行った後、試験結果は速やかに本人あて通知する。

4. 魚類防疫士の認定及び登録

- (1) 協会会長は、委員会の合格決定により、魚類防疫士として認定する。
- (2) 協会会長は、魚類防疫士として認定した者を魚類防疫士登録名簿に登録した後、当該者に対し、認定証及び証票を交付する。
- (3) 魚類防疫士として認定した者の氏名は、協会発行の機関誌等に掲載する。